

洪水に備えて

災害時要援護者施設（医療施設等を除く）用 洪水時の避難確保計画

コメントの追加 [川崎市1]: コメントを消して印刷したい場合は、wordの校閲タブで変更履歴内のすべての変更履歴で「変更履歴/コメントなし」をクリックしてください。

施設名 こどもハウスゆりがおか

令和 6 年 1 月

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

(2) 計画の修正

必要に応じて、計画の見直し・修正を行う。

2 計画の適用範囲

(1) この計画は、「こどもハウスゆりがおか」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

(2) 施設の状況

延べ床面積 ※1		人 数				構 造 ※2	
		平日		休日			
		利用者	施設職員	利用者	施設職員		
地上1階	54.86m ²	101.02m ²	昼間 約 10 名	昼間 約 8 名	昼間 約 10 名	昼間 約 8 名	鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 木造、プレハブ、軽 量鉄骨 その他() 2階建ての1~2階 を使用
地上2階	46.16m ²		夜間 約 0 名	夜間 約 0 名	夜間 約 0 名	夜間 約 0 名	
地上3階	m ²						
地上4階	m ²						

※1 使用している階及び合計の延べ床面積を記入してください。

※2 施設の構造で該当するものを囲ってください。その他の場合は()内に構造を記入してください。

コメントの追加 [川崎市2]: 入居している建物の階数及び使用している階数を記入してください。

3 施設の洪水リスクの確認

「こどもハウスゆりがおか」の洪水リスクは次の様に見積られている。

対象河川	多摩川	鶴見川	平瀬川	麻生川
洪水リスク				
想定浸水深	0m未満	0m未満	0m未満	0m未満
浸水継続時間	0未満	0未満	0未満	0未満
氾濫流区域内	入っていない	入っていない	入っていない	入っていない
河岸侵食区域内	入っていない	入っていない	入っていない	入っていない

コメントの追加 [川崎市3]: 洪水ハザードマップ又はガイドマップかわさきにより確認してください

4 防災体制

(1) 次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。
 (早期の避難が必要な施設の場合（例：立ち退き避難が必要な場合、屋内安全確保(垂直避難)が可能だが施設利用者をご家族に引渡す場合など))

体制区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
平常時		・避難確保計画・緊急連絡網等の更新	施設管理者等（代行者）
		・資機材・備蓄品の点検・整備	統括・情報班
		・防災教育・訓練の企画実施	避難誘導班
注意体制	・大雨又は台風に関する気象情報発表 等	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・気象情報等の情報収集・伝達	統括・情報班
警戒体制	・大雨洪水注意報発表 ・多摩川（菅稲田堤水位観測所）氾濫注意情報発表 ・多摩川氾濫注意水位情報の発表 等	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・洪水予報・避難に関する情報等の収集・伝達	統括・情報班
		・施設利用家族への連絡	
		・使用する資器材の準備	統括・情報班 避難誘導班
		・施設利用者への説明 ・施設利用者移動手段の確保 ・周辺住民等への事前協力依頼	避難誘導班
非常体制	・高齢者等避難の発令 ・大雨洪水警報発表 ・多摩川（菅稲田堤水位観測所）氾濫警戒情報発表 ・多摩川避難判断水位情報の発表 ・危険の兆候を確認 等	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・施設の臨時休業の判断 ・避難の判断	
		・避難場所の開設状況の確認 ・避難を行う際の区役所等への連絡	統括・情報班
		・利用者の避難誘導	避難誘導班

コメントの追加 [川崎市4]: 早期の避難が必要な施設の場合と、避難に長時間かからない施設の場合と2つがありますので、どちらか一方を選択してください。

コメントの追加 [川崎市5]: 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述してください。

コメントの追加 [川崎市6]: 多摩川の場合
 川崎区・幸区・中原区⇒田園調布（上）水位観測所
 高津区⇒田園調布（上）・石原水位観測所
 多摩区⇒石原水位観測所
 鶴見川の場合
 網島水位観測所

コメントの追加 [川崎市7]: 多摩川・鶴見川以外の中小河川は水位情報が発表されません。

※上記のほか、施設の管理権限者指揮命令に従うものとする。

（避難に長時間かからない施設の場合（例：屋内安全確保（垂直避難）が可能で、施設利用者をご家族に引渡さない場合など））

体制区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
平常時		・避難確保計画・緊急連絡網等の更新	施設管理者等（代行者）
		・資機材・備蓄品の点検・整備	統括・情報班
		・防災教育・訓練の企画実施	避難誘導班
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨洪水注意報発表 ・多摩川（菅稲田堤水位観測所）氾濫注意情報発表 ・多摩川氾濫注意水位情報発表等 	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・気象情報等の情報収集・伝達	統括・情報班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難の発令 ・大雨洪水警報発表 ・多摩川（菅稲田堤水位観測所）氾濫警戒情報発表 ・多摩川避難判断水位情報発表等 	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・洪水予報・避難に関する情報等の収集・伝達	統括・情報班
		・施設利用家族への連絡	統括・情報班 避難誘導班
		・使用する資器材の準備	避難誘導班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令 ・多摩川（菅稲田堤水位観測所）氾濫危険情報発表 ・多摩川氾濫危険水位情報発表 ・危険の兆候を確認等 	・施設利用者への説明	避難誘導班
		・施設利用者移動手段の確保	
		・周辺住民等への事前協力依頼	
		・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・施設の臨時休業の判断	
		・避難の判断	
		・避難場所の開設状況の確認	統括・情報班
		・避難を行う際の区役所等への連絡	
		・利用者の避難誘導	避難誘導班

コメントの追加 [川崎市8]: 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述してください。

※上記のほか、施設の管理権限者指揮命令に従うものとする。

コメントの追加 [川崎市9]: 担当する職員等は次ページの体制ごとの施設内緊急連絡網と整合させてください。

(2) 班構成

班構成及び各班の要員は次のとおりとする。

班名	昼間	夜間
施設管理者等	該当する職員の職名又は名前 熊谷 由美子 (代行者: 遠藤 和成)	
統括・情報班	担当する職員の職名又は名前 芳賀 友美	担当する職員の職名又は名前
避難誘導班	担当する職員の職名又は名前 小川 千春	担当する職員の職名又は名前

注: 班員が複数いる場合は班長を指名してください。

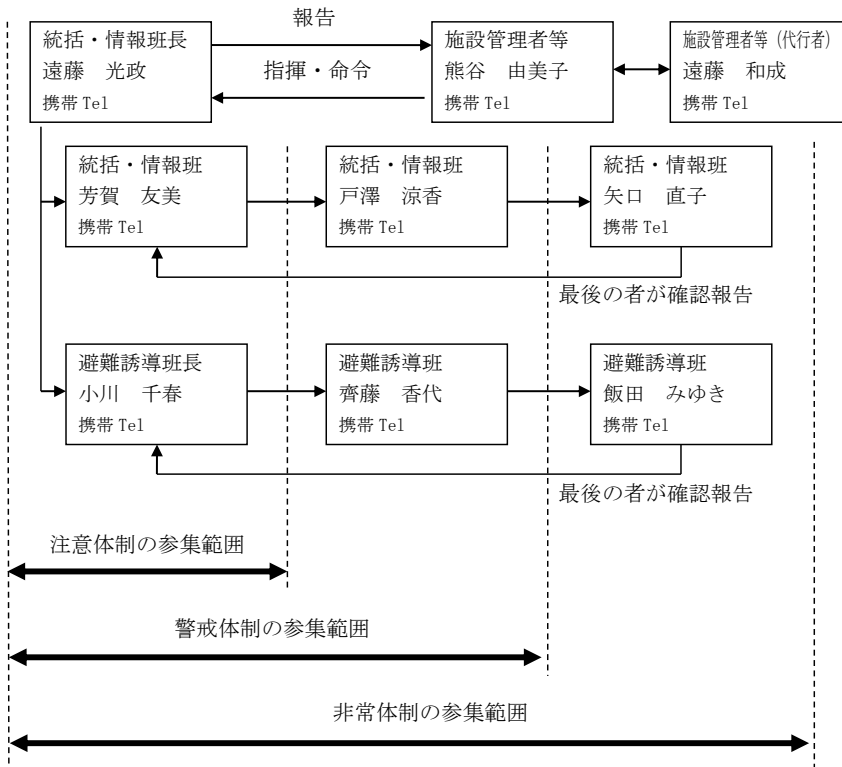
(3) 外部連絡先一覧

外部の連絡先は、次のとおりとする。

機関名	連絡先
麻生区役所区役所	麻生区万福寺 1-5-1 Tel 044-965-5100
麻生消防署	麻生区万福寺 1丁目 5番 4号 Tel 044-951-0119
麻生警察署	麻生区古沢 86番地の1 Tel 044-951-0110
長沢小学校	麻生区東百合丘 2-24-7 Tel 044-954-5144
東菅小学校	多摩区菅馬場 2-19-1 Tel 044-944-2832
片平小学校	麻生区片平 5-28-1 Tel 044-987-6367
西生田中学校	麻生区高石 3-25-1 Tel 044-966-8515
麻生支援学校	麻生区王禅寺 303-1 Tel (044)980-4850
あおば支援学校	横浜市青葉区上谷本町 109番地 Tel (045)978-1161

(4) 体制ごとの施設内緊急連絡網

体制ごとの施設内緊急連絡網は、次のとおりとする。



※本図は、緊急連絡網の中に、防災体制区分に応じて参集する範囲も示している。

コメントの追加 [川崎市10]: 前ページの班構成と整合させて記入してください。
 コメントの追加 [川崎市11]: 川崎市へ提出する計画には携帯電話番号は記入しないでください。

5 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 洪水予報・河川水位到達情報
- (ウ) 行政機関からの情報（避難場所の開設、高齢者等避難、避難指示などの避難に関する情報など）

イ 収集手段

- (ア) 「メールニュースかわさき」に登録して川崎市からのメールを受け取る。

メールニュースかわさきの登録者は次のとおりである。

- ① こどもハウスゆりがおか (メインメール)
- ② 熊谷 由美子 (こどもハウスゆりがおか)
- ③ 遠藤 光政 (法人本部)

- (イ) 緊急速報メールを受信する。
- (ウ) 川崎市からのFAXを受信する。
- (エ) 川崎市ホームページ「防災情報ポータルサイト」を確認する。
- (オ) テレビ、ラジオ等から情報を収集する。
- (カ) 防災行政無線（サイレン）に注意する。
- (キ) 施設周辺等の状況を目視で確認する。

- ウ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話の活用が重要になるので、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

ア 気象情報、洪水予報、行政機関からの情報等が発表された場合

「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、行政機関からの情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

- (ア) 「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には長沢小学校へ避難する。」旨を連絡する。

- (イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ 非常体制に移行し、避難する場合

- (ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、長沢小学校に避難する。」旨を連絡する。

- (イ) 「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、長沢小学校へ避難する。施設利用者引渡しは長沢小学校において行う。施設利用者引渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。

エ 避難を完了した場合

- (ア) 所管する区役所（所管課）に避難が完了した旨を連絡する。

- (イ) 「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「避難が完了。これより長沢小学校において施設利用者引渡しを行う」旨を連絡する。

コメントの追加 [川崎市12]: メールニュースかわさきの登録者は必ず記入してください。可能であれば、複数名登録してください。

6 避難誘導

立ち退き避難とする。

- (1) 避難場所
 - ・ 避難場所は 長沢小学校、とする。
 - ・ 避難場所への移動が困難な場合、本施設の1階に一時避難する。
- (2) 避難経路
避難場所への避難経路は次のとおりとする。

コメントの追加 [川崎市13]: 立ち退き避難と屋内安全確保(垂直避難)のどちらかを選んでください。選ばなかった方は削除してください。

※避難経路を記入した地図を作成し、貼付してください。



(3) 避難手段

- ア 施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。
- イ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ウ 施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。

施設利用者の状況	移動方法
(例) 短い距離は歩行できる者	徒歩により玄関集合後、送迎車にて避難場所へ移動

コメントの追加 [川崎市14]: 具体的に記入してください。

例 徒歩、車いす、おんぶ紐、だっこ等

コメントの追加 [川崎市15]: 例は削除して記入してください。

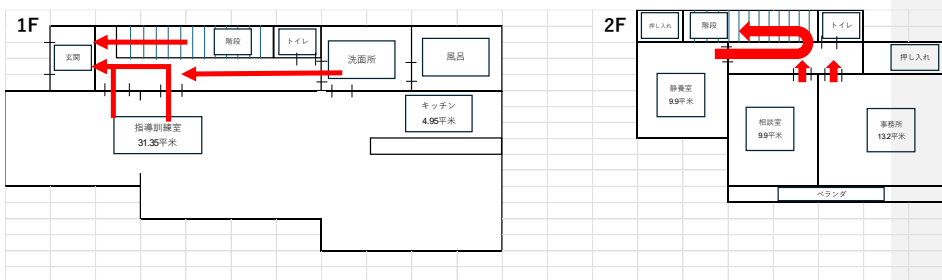
6 避難誘導

屋内安全確保（垂直避難）とする。

- (1) 避難場所
本施設の1階へ避難する。
- (2) 避難経路

施設内の階段とする。

※避難経路を記入した地図を作成し、貼付してください。



コメントの追加 [川崎市16]: 立ち退き避難と屋内安全確保（垂直避難）のどちらかを選んでください。選ばなかった方は削除してください。

(3) 避難手段

- ア 施設1階への避難は、徒歩によるものとする。
- イ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報の収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の表のとおりとする。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区分	品目	非常 持出	数量	保管場所	直近の有効期限 (確認時期)
情報収集・伝達	(例) 名簿、連絡網	可	1	事務室	令和7年 4月
	名簿・連絡網				
	スマホ				
	ラジオ				
避難誘導	(例) 懐中電灯	可	10	事務室、各室	令和7年 4月
	懐中電灯				
	軍手				
	ヘルメット				
	旗				
備蓄品	(例) お米	可	50Kg	保管場所	令和7年 4月
	水				
	非常食				
	救急セット				
	衛生用品（マスク・消毒）				
	簡易トイレ				
	オムツ（パット）				
	ナプキン				
	ペーパー（トイレットペーパー・ペーパータオル）				
	アルミホイル・ラップ				
紙皿・紙コップ					

コメントの追加 [川崎市17]: 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載してください。

コメントの追加 [川崎市18]: 例は削除して貴施設で整備している主な物を記入してください。

	カセットコンロ				
	乾電池				
利用者私物	服薬				
	着替え				

- ・令和5年4月更新・見直し
- ・令和7年4月更新・見直し

8 防災教育及び訓練

(1) 防災教育

防災体制に関する次の事項を職員に教育し、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。

ア 洪水リスクなどの啓発教育

(ア) 最近発生した洪水災害の事例を教育する。

(イ) 施設や避難経路沿いの洪水リスクを周知する。

イ 防災体制の周知

防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の教育を行う。

ウ 情報伝達体制

(ア) 情報の種別

気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

(イ) 情報の収集

気象情報及び避難に関する情報をどのような手段で収集し伝達するか周知する。

エ 避難判断・避難手順

(ア) 避難の判断と重要性

洪水予報や高齢者等避難など避難の判断基準を教育する。

(イ) 避難手順

実際に避難するときの役割分担などを周知する。

オ 研修の実施月は、5月とする。

(2) 防災訓練の実施

防災訓練を洪水災害に関する防災教育時期に合わせて実施し、情報伝達や避難誘導を実際に行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

災害時要援護者施設（医療施設等）